

秩父市農業委員会 令和2年 第5回 定例総会 議事録

1 会 期 令和2年5月25日(月) 午後2時00分から
同 日 午後3時00分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 2階 ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(11人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(なし)

委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	10番	黒 澤 元 国

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)
- 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)
- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について (8件)
- 議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (2件)

日程第7 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (3人)

- 第1区域 吉 川 稔
- 第2区域 笠 原 広 久
- 第3区域 田 口 俊 夫

7 出席を求めなかった農地利用最適化推進委員 (11人)

- 第1区域 浅 見 健
- 第2区域 小 林 弘
- 第3区域 小久保 健司
- 第4区域 新 井 一 郎 大 島 正 一
- 第5区域 高 岸 義 雄 引 間 勲
- 番 場 誠 二 齋 藤 武 志
- 第6区域 千 島 初 夫 長谷川 満

8 農業委員会事務局職員

- | | | | |
|-------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 上 林 晃 | 主席主幹 | 小 嶋 祥 弘 |
| 参 与 | 高 野 明 生 | 主 事 | 岩 田 直 樹 |
| 専 門 員 | 諸 敦 夫 | 主席主幹 | 新 井 幸 男 |
| 主 幹 | 加 藤 和 彦 | | |

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長 (条会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第5回定例総会

を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（糸会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸会長） 本日は4番 高野忠財委員、8番 豊田恵男委員、10番 黒澤元国委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

なお、農地利用最適化推進委員の今回担当委員以外は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席を求めませんでした。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。9番 加藤勝市委員 及び 11番 豊田辰夫委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（糸会長） 次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。番号1番の農地改良についてですが、申請地は大野原駅の北約800mの位置にあります。届出事由は、申請地は、道路面より90cmほど低く、水が溜まりやすく、農機具等の搬入に支障をきたしていることから、100cmほど客土し畑として耕作しやすくしたいとのこと。農地改良後は露地野菜を作付けする予定でございます。

次に番号2ですが、申請地は下吉田 釜の上農園村の西約500mの位置にあります。届出事由は、農地改良として30cmほど客土し耕作しやすくしたいとのこと。農地改良後はイチゴハウスを建設しイチゴ狩りを営む予定でございます。

届出内容を審査しましたところ、1番・2番ともに改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（糸会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 令和2年 第5回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが1件、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について が8件、議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について が2件、以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第25号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて
(2件)

議長（糸会長） これより議案の審議に入ります。議案第25号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第25号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等に

より、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。番号1について説明します。

申出地は、中宮地町 畑 1筆 415㎡。案内図の1ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、秩父第一中学校から南に約400m離れた場所に位置し、昭和53年相続により取得した土地です。

農地の所有者は相続で取得したものの現在、高齢であることから、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、よく管理された農地となっております。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 只今、事務局からの説明のとおりで、申し入れ等の理由等を勘案しますと、やむを得ないと判断します。3条申請なので担当の推進員さんの判断を尊重しご指導いただければと思います。

1区（吉川推進員） 概要は事務局が説明したとおりで、現地を確認したところ別段問題はないと思います。また今後は3条申請を控えているとのことですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第25号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第26号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議長（糸会長） これより議案の審議に入ります。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 番号1について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。案内図の2ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 1,541平方メートルで、秩父市スポーツ健康センターの西380メートル付近に位置し、平成30年相続により取得した土地です。申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。

譲受人は、現在影森地内に居住し、専業農家として主に茄子の栽培を行っております。

現在の耕作面積は、合計8,306平方メートルと影森区域における別断面積10アールを上回っており、農作業歴も26年になるとのことです。

この度、借り受けている農地の一部について、返却を余儀なくされされたことから、同規模の耕作地を近隣で探していたところ、世代交代により保全管理となっていた申請地を借り受ける話が纏まったことから申請されたものです。

申請者との面談につきましては、時節柄申請書の受付時と電話による対応となりましたが、季節に合わせて野菜の通年栽培を予定しているとのことでした。

現地を確認しましたところ、管理された農地でした。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

10番（豊田委員） 概要は事務局が説明したとおりです。譲受人は推進委員でもあります。現在も大規模に農業を営んでいることから特別問題はないと思います。

2区（笠原推進員） 概要は事務局が説明したとおりで、現地を確認したところ特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第26号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第27号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議長（糸会長） 次に、議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 私からは番号1について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の3ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 280平方メートルで、影森福祉交流センターの北85メートル付近に位置し、立地の基準につきましては市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、集合住宅建築に伴う駐車場用地です。申請事由ですが、申請地は、本年3月に建物解体工事に伴う通路用地として、一時転用の許可を受けた農地ですが、建物の解体工事が完了し、同所に新築される集合住宅の入居者専用駐車場として、乗用車8台分と駐輪場を整備するため申請されました。

事業計画、資金計画も整っており、また、隣接に農地は無く問題は無いと思われ
れます。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

上林事務局長 次に、番号2について説明をいたします。

申請者、申請地、施設の概要については、議案書記載のとおりです。なお、昭
和62年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、田村字岡田 畑 300㎡ 田村圓福寺から南へ約800メートル
で国道299号線沿いに位置しております。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内の農地
でしたが、平成29年12月25日付けで、農用地から除外する旨の決定を受け
ております。立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地と
して、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、住宅用地です。

申請者は、現在の居宅の立地条件も悪く、建築後45年以上経過しており老朽
化が進んでいること、また耐震住宅でないことから、新たに建築をするものです。

申請地はすでに建築のための盛土がされておりましたので、始末書添付の上申
請に至りました。

加藤主幹 私からは、番号3について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページをご覧
ください。申請地は、荒川贄川 字 向原（ムカイハラ） 畑 1筆 252平
方メートル内77.97平方メートルで、秩父鉄道三峰駅口駅から北北東530
メートル付近に位置し、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共
投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、墓地用地です。資金調達計画も整っており、隣接農地耕作者から
の承諾書も添付されていることから、周囲の営農状況に支障が生じることはない
ものと考えます。また、申請地は公道と面しておらず工事及び進入路については、
最寄りの公道である荒川贄川39号線から民地を通りますが、その所有者の通行
にかかる承諾書も添付されております。申請地の現況は、不耕作地でした。

議長（桑会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を
伺います。

11番（豊田委員） 番号1ですが、概要は事務局が説明したとおりです。最近
は共同住宅の普及による駐車場、資材置き場等が多く作られている現状を察す
れば、やむを得ないと判断いたします。また現地を確認したところ特に問題は
ないと思います。続きまして番号2ですが、概要は事務局が説明したとおりで
す。担当地区内なので申請者から申請事由について聴取しましたが、広い畑地

を分筆して家を建てるとのことでしたので、聴取の段階では問題はないと判断しました。ご審議をいただきますようお願いいたします。

7番（新田委員） 番号3ですが、概要は事務局が説明したとおりです。担当職員らと現地を確認しましたが、墓地の移転ということですが、現地を確認したところ特に問題はないと思います。ご審議をいただきますようお願いいたします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第27号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第28号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（8件）

議長（糸会長） 次に、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1、2について説明します。

まず、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は中村町三丁目 田 2筆 計666㎡で、令和元年に相続により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。申請地は佐久良橋から北東に約350m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域としてとして第3種農地と判断しました。転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接する場所で内科医院を経営しており、申請地のうち1筆は、平成22年頃から、駐車場として使用していた経緯があります。このたび譲渡人が当該申請地を相続するにあたり農地転用の許可を受けていなかったことが判明し、また、譲受人は院内の敷地及び近隣に駐車場を確保しているものの、従業員用駐車場も含めて手狭になっており、来院者にも不便をか

けていることから、既に使用している1筆と、駐車場用地拡大のための1筆、計2筆を申請地として、駐車場用地に転用したいとして、始末書添付のうえ申請されました。計画では、2筆を併せて車両23台分の駐車場として使用する予定になっています。

資金調達計画も整っております。また、隣接に農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、1筆は既に駐車場用地、もう1筆は不耕作地となっております。

続きまして、番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は近戸町 畑 1筆 209㎡のうち60㎡で、平成11年に相続により取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。申請地は佐久良橋から南東に約250m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は住宅敷地の拡張で、本申請は農地の一部転用になります。

申請事由ですが、譲受人と譲渡人は親子であり、現在、譲渡人の子である譲受人は、申請地に隣接する宅地に居住しております。これまでは近くにある実家に自家用車を停めていましたが、手狭であり、また、居宅の近くに駐車場用地を確保したいとのことから、農地の一部を譲り受け、ここを駐車場として使用したいとして申請されました。

計画では、申請地にそのまま自家用車を停める予定になっており、資金はかかりません。また、隣接農地はこのたび一部転用をする申請地の残りの部分のみであるため、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、申請地は相続税の納税猶予の対象地とされた農地でしたが、令和2年4月11日付けで税額の免除が確定しています。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

高野参与 番号3、番号4について、関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の8ページをご覧ください。申請地は、番号3が 下影森 字 丙下原 畑 1筆 499平方メートル、番号4が同じく 畑 1筆 356平方メートルで、秩父二中の西南西480メートル付近に位置し、平成29年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断

いたしました。転用目的は、何れも自己用住宅用地です。

申請事由ですが、番号3の譲受人は、現在市内のアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭になったことから自己用住宅を新築したいとして申請されました。

また、番号4の譲受人は、現在仕事の関係で県外のアパートに居住しておりますが、定年を機に秩父に移住したいとして自己用住宅を新築するため申請されたものです。両案件とも、事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地は譲渡人のみで特に問題は無いと思われます。現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。

上林事務局長 私からは、番号5から番号7について説明いたします。

はじめに、番号5について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字下原 畑 393平方メートルで、昭和54年に贈与により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、和銅黒谷駅から荒川を挟み、北西約750メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は介護保険法に基づく居宅介護支援、通所支援、訪問介護事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉事業を運営している法人です。事業所の敷地内については事業経営以前から地域の老人クラブや子供の遊び場として提供してきたことから、現在でも週2、3日程度グラウンドゴルフ等に使用しており、運営のための障害者車両、来客者車両、従業員車両のスペースの確保ができないため、事業所に近くて利便性の良い当該地を駐車場として使用致したく、このたびの申請に至りました。事業計画では、従業員用12台、来客者用3台を駐車するとのことでした。

資金調達計画も整っております。隣接農地は譲渡人他1名で、隣接者からの承諾もいただいていることから、周辺農地への影響は特になく思われます。

続きまして、番号6について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字乙塩谷 畑 134平方メートルで、昭和34年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父公園橋先の秩父ミュージアムパーク入口交差点の北東約120メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となつて

いない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は申請地及び申請地の隣地を平成19年から宅地として使用してきました。このたび、義父より贈与していただけることになりましたが、住宅が完成し、宅地を整備した際に、市道からの入口部分となる申請地については、農地転用の許可を受けずに宅内通路として使用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。なお、隣接農地は譲渡人のみで特に問題はないと思われます。

続きまして番号7について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字乙塩谷 畑 92平方メートルで、昭和34年に相続により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父公園橋先の秩父ミュージックパーク入口交差点の北東約100メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は申請地付近において法人を営んでおり、令和2年1月に申請地の隣地については、作業効率の向上及び事業拡大を目的として、駐車場及び資材置き場用地として農地転用の許可をいただいております。このたび、先に許可を得た部分を使用する際に、市道の道幅が狭いことにより、入口付近の通行に支障を来してしまうことを懸念して譲渡人に相談したところ、事情を察し快く貸していただけることになり、このたびの申請に至りました。

事業計画では、入口付近を整地をすることにより車両の通行がスムーズになり、駐車スペースとしても活用ができるとのことです。

資金調達計画も整っております。隣接農地は譲渡人のみで、現地を確認したところ周辺農地への影響は特にないと思われます。

新井主席主幹 番号8について説明します。

譲受人、譲渡人、申請事由等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 下吉田 字 小暮 田1筆 508平方メートルで、昭和50年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、釜の上交差点から南に約600mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は資材置場です。譲受人は土木、建築工事、水道施設工事等を請け負う事業者ですが、平成13年ころから事業に使う建築資材等を置くために申請地

を借り受け資材置場として使用してきました。平成26年に資材置場、駐車場として使用する内容で農振の除外許可を得たものの、その後、農地転用手続きを行わないまま現在に至っております。この度、地権者から土地を譲ってもらえることになり、確認したところ転用手続きが終了していないことに気づき、始末書を添付の上申請したものです。

現地を確認したところ、申請のとおり資材置場として使用されていました。特に問題になることはないと思われまます。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1、番号2についてですが、概要は事務局が説明したとおりです。申請事由からしてやむを得ないと判断いたします。特に番号1は、看護師または患者さんの駐車場ということで地域医療に貢献できると考え結構なことだと思えます。番号2については親子関係なのでやむを得ないと考えます。ご審議をいただきますようお願いいたします。

3番（高橋委員） 番号3と番号4についてですが、概要は事務局が説明したとおりです。現地を確認したところ保全管理状態であり、特に問題はないと思えます。ご審議をいただきますようお願いいたします。

6番（石橋委員） 番号5についてですが、概要は事務局が説明したとおりです。譲渡人も地域に貢献している方であり、現地を確認したところ保全管理状態であり、特に問題はないと思えます。ご審議をいただきますようお願いいたします。

5番（富田委員） 番号6と番号7についてですが、概要は事務局が説明したとおりです。番号6については敷地内の出入り口としており、やむを得ないと判断しました。番号7については申請書どおりで支障はないと思われまます。ご審議をいただきますようお願いいたします。

13番（彦久保委員） 番号8についてですが、概要は事務局が説明したとおりです。既に使用されているとのことですので、やむを得ないと判断します。ご審議をいただきますようお願いいたします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めまます。以上で、質疑を終結いたします。こ

れより採決をいたします。議案第28号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

議案第29号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (2件)

議長(衆会長) 次に、議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

小嶋主席主幹 番号1について説明をいたします。

議案書の8ページをご覧ください。本案は、黒谷 字 曾根坂(そねざか)畑1筆、1685平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。ご審議をよろしく願います

新井主席主幹 番号2について説明をいたします。

議案書の8ページをご覧ください。本案は、吉田石間 字 男衾(おぶすま)畑1筆、222平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。ご審議をよろしく願います

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3区(田口推進委員) 番号1については、概要は事務局が説明したとおりです。現地を確認したところ、ほぼ山林化しており農地に戻すのは非常に困難でありやむを得ないと判断します。よろしくご審議のほど願います。

1 番（新井委員） 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。現地を確認したところ、山林化しており農地に戻すのは困難であり、やむを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第5回定例総会を閉会いたします。